

令和 6 年 6 月 20 日開催
理事会議事録（翻訳）

日 時 令和 6 年 6 月 20 日 17 時開催
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 10 名

- ー クローディア・シェレ - エフォッス（仏在外教育庁長官、法人理事長）
- ー フィリップ・セトン（駐日フランス大使/法人副理事長）
- ー ギヨム・カリオ（仏在外教育庁アジア圏代表）
- ー フレデリック・ペニヤ（仏大使館文化部次席参事官）
- ー アンヌロール・カンペルス（法人事務局長）
- ー クロード・ウレン（法人総務部長）
- ー リヨネル・ヴァンサン（フランス商工会議所代表理事）
- ー フィリップ・フリッチ（新保護者代表）
- ー ピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
- ー アレクサンドル・デュボス（教職員代表）

欠席理事（予め意見表明） 2 名

- ー シャルランリ・ブロソー（仏大使館文化参事官）
- ー マルクアントワヌ・ユロー（仏大使館領事）

出席監事 2 名

- ー 谷 眞 人
- ー アラン・パルミエリ（アンスティチュ・フランセ会計官）

出席オブザーバー

- ー ジャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
- ー リシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）

- ーアレクサンドル・ジョリ（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

欠席オブザーバー

- ーニコラ・ティリエ（フランス大使館公使）
- ーエリック・モレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）
- ーティエリ・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーマリージョゼ・マリー（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、17時16分開会。

出席者数：9名の理事、議題に関して予め意見を表明した2名の理事→投票者数：11名、2名の監事、5名のオブザーバー

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

法人理事長シェレ-エフォッス氏の挨拶：

シェレ-エフォッス氏は、本日の理事会に対面で出席できたことを喜び、同時に、困難な状況の中で、財政面での持続可能性を確保しながら、リセの再建と将来の展望のために行われた仕事に対して称賛の意を表す。

1. 事務関連議題

1.1 議事の承認

採決：

賛成：11

反対：0

棄権：0

全会一致で承認される。

1.2 2024年3月18日開催理事会の議事録の承認

ルーセル氏が以下のような修正を求める。

（4頁及び13頁）。8頁（IT関連）に関して、「基準」という言葉を「条件」に代えてほしいと述べる。ヴァンサン氏の発言で彼はそう理解したからだと述べる。

1 頁：つづりの誤りの修正：Yannick Chantrel →Yan Chantrel

13 頁：

- 再度言及したいと述べる → 再度言及する
- 保護者会 → 二つの保護者会

18 頁：“基準”を“条件”に置き換える

8 頁：ルーセル氏は、ヴァンサン氏の発言の内容を曖昧にするとして、議事録から「委託会社の誓約なしに」という文章を削除し、以下のことを追加するよう求める。“ルーセル氏は、入札募集に、2 名の該当職員の再雇用条件を含めるという理事会の誓約の言質を取る。それは、少なくとも有期雇用で、これまでと同様の労働条件および給与条件となる。”

17 時40 分、ヴァンサン氏が到着。投票者数は12 名となる。

ヴァンサン氏は、自分の発言について説明する（“条件”ではなく、“基準”という意味で発言した）。

デュボス氏は、委託会社が提出した契約条件が現在の条件を下回っていることを指摘する。そして各自がそれぞれの見解に応じて解釈したのだろうと述べる。

1 頁、13 頁及び18 頁の修正案について：

賛成：12

反対：0

棄権：0

8 頁の修正案について：

賛成：0

反対：12

棄権：0

1.3 評議員会の構成に関する今後の修正事項：第1 回目の説明

カンベルス校長は、日本の法律にしたがい、日本のすべての私立学校に適用される以下の変更事項について、理事に説明する。つまり、評議員は理事職を兼ねることはできない。この評議員会の構成の変更は、2025 年4 月に施行されることになっており、新学期から評議員会の協力の下、変更作業を進めていくことになる。この変更は、遅くとも2024 年度第2 回評議員会及び第2 回理事会で決議しなくてはならない。

2024 年6 月12 日の評議員会においても、この件が発表された。

(別紙参照)

ヴィルキャン氏は、評議員会の構成メンバーに保護者はいるのか質問する。

カンペルス校長は、新評議員会では保護者代表の存在は必須ではないが、理事職でない限り、保護者代表がメンバーとなることは可能であると説明する。

1.4 インスティトゥト・セルバンテスとの協定

昨年度、この協定は更新されなかった。なぜなら、2校の間で締結された誓約事項が明らかに不公平であったからである。すなわち、本校は年に3回、DELE スペイン語検定試験の実施を受け入れたが、セルバンテス側からはその代償として特になにも提示されなかった。

新たな協定はより均衡のとれたものとなっている。つまり、DELE スペイン語検定試験を本校で年3回実施する代わりに、本校生徒25名を本試験に無料で登録し、26名からは出願料を40%割り引くというものである。

フリッチ氏が修正を求める。“40%の割引”であって、“最大40%”ではない。

ヴィルキャン氏は、登録者全員にこれを均等に振り分けることを協定に盛り込んでほしいと述べる。協議の後、この件は協定の覚書に記載することが提案された。

採決：修正案及び覚書について

賛成：12

反対：0

棄権：0

監事の谷氏が18時16分に到着する。

2. 人事・財政議題

2.1 係争中の事案

状況報告：

カンペルス校長は、現在係争中の事案について説明し、進捗状況を報告する。

- 給食部門の外部委託にともない、リセが提案した合意退職を拒否し、解雇に至った前給食職員2名がこの解雇に異議を唱え訴訟を起こした。2023年9月から法廷で何度か公判が開かれた後、両者の間で守秘義務を付帯した和解合意が締結され、訴訟は終了した。

- 教員 1 名が時間外労働手当を要求して訴訟を起こしている（特に、15 時 15 分から 15 時 30 分までの時間帯）。本校は、教師が実際に行った授業時間数と作成された時間割に基づいて、この要求に異議を唱えている。最初の審議で、リセは原告が提供した情報（3 か月分）が不正確であることを証明することができた。したがって、裁判官は原告の 3 年間にわたるすべての請求について検証を行うことを決定した。今年は、証拠書類提出のため複数の審議が行われた。この案件は依然として進行中である。
- 東ゼン労組が東京都労働委員会に不誠実団体交渉（学校側は否定）と英語での交渉実施（学校側は拒否）について申し立てを行った。調停委員が提案し学校側が受け入れた和解案に東ゼンが署名を拒否した後、今年は、新たに任命された委員による複数の審問が行われた（手続き開始以来 10 回以上の審問）。現在、手続きは最終段階に入っているとみられ、9 月に審問が予定されており、10 月に最後となりうる審問が行われる。

ヴィルキャン氏が、理事会メンバー及び保護者代表が、ある教師の非難すべき行為について述べた匿名の手紙を受け取ったと報告し、この情報の確認をしたいと述べる。

カンペルス校長は、これは進行中の案件であり、数年前の事案について数ヶ月前から手続きが進められていると説明する。関係者を保護するため、これ以上の詳細は明かせないと述べ、この案件の処理は最終段階に近づいていると伝える。

デュボス氏は、当該教師がこの件について自分に相談に来たことは一度もないと断言する。

2.2 決算報告

決算報告書は 2024 年 6 月 12 日の評議員会にも提出され、賛成票 19、棄権票 2 という結果であった。

ウレン経理・総務部長が決算報告を行う。

校長は、学校が直面しているスクールバスに関する問題について理事会に警告する。現在契約しているバス会社が運転手不足のため契約を履行できない状況となっており、来年度の最も現実的な解決策としてあげられるのは、他のバス会社で補完することである。この部門は大幅な赤字が生じる見込みである。ウレン氏は 2025 年度以降のこの部門の存続可能性と継続性について楽観視していないと述べる。

この件については、後出の 3.2 項でより詳しく説明する。

採決：決算報告書の承認

賛成：12

反対：0

棄権：0

2.3 パートナシップと寄付

カンペルス校長が、本年度、理事会の要請にしたがって行われた調査結果を発表する（2024 年 6 月 12 日の評議員会でも提出された）。

- ショメル氏の協力の下（その支援に感謝を表明）、企業・個人を対象とした資金調達プログラムを実施するため、また企業を説得するのに最も効果的な方法を特定するための活動計画書を策定した。
- 複数の理事・評議員も集結し、ショメル氏の提案について協議した。
（別紙参照）

ウレン氏が、予算は寄付金を当てにすることはできないと述べる。

カンペルス校長が以下の点を説明する。

- 様々なオプションが考えられる：企業寄附金、プロジェクトやイベントへの直接投資、自由意思による寄付
- 多額の寄付者にリセの施設を無料で開放することも検討可能である（施設を有料で貸すことはできないが、無料で使用してもらうことはできる）。
- 皮切りとなるイベント計画：フランス商工会議所後援で、卒業生アソシエーションの創立 10 周年記念式典が行われる。これは、企業に対し我々が提供できるものを説明するための出発点となる。
- 広報面も刷新し、リセのパートナーシップ等を目立たせる必要もある。
- サイト上から簡単に寄付ができるような支払いシステムを提供
- 専任でこの業務を担当する者が必要となる（ショメル氏の後任）。

ヴァンサン氏が、税率を緩和する方法と、インフラをどのように活用するか検討する必要があると述べる。

フリッチ氏が、この検討作業を引き続き推し進め、早急に寄付の仕組みを構築できるよう専任者がいなくてもこのミーティングを続けることを求める。

仏大使が発言：リセ、大使館、アンスティチュ・フランセ、フランス商工会議所は、いつも同じ人物または企業に働きかける傾向がある。それぞれが個別に動くことになるが、潜在的な寄付者が底をつかないようアプローチの過程で何らかの調整があった方が望ましい。また個別プロジェクトへの支援要請と、メセナ（後援）の要請は区別した方がよいと思われる。

2.4 IT 部門入札

2024 年 3 月 18 日の理事会の要請により、入札が行われた。

今回の入札は交渉による手続となり、入札候補者は、入札説明書と仕様書から成る入札資料に基づいて、以下に挙げる書類一式を提出した。

- 署名及び捺印入りの誓約書
- 内訳書(数量、単価、小計、総計)
- 技術職員の履歴書
- 会社の認証、認定、品質保証マーク
- 当該部署の組織図
- 日本の基準にしたがって日本語及び英語またはフランス語で作成された契約書案(2024 年 9 月 1 日から 3 年間)。契約期間、支払条件、契約更改によってのみ更新可能であるという項目を入れること。
- サービスに満足したクライアントの証言等
- 東京国際フランス学園のような学校施設におけるプロジェクトの実施例

入札評価基準は、重要度の順に以下のとおりとなる。

1. 入札条件に適合しているか
2. 含まれるものとそうでないものを明確に示した入札金額
3. サービスの品質、技術力、専門性

本入札の目的は、東京国際フランス学園の IT 環境の持続可能性を確保することにある。具体的には以下のとおり。

- 学校情報システム全体の保全・修理を行う。
- 学校及びクラウド上のサーバーに保存されたデータの可用性とセキュリティを保証する。
- 校内の IT サービス利用及びアクセスに関して、役員事務局、教員、生徒からの要望に対応する。

連絡した企業数：6 社

入札仕様書を要求した企業数：5 社

入札書類を提出した企業数：2 社

この 2 社の書類を詳細に分析した結果、入札内容に応じ、最も有利な提案をしている AKB 社を選定することを提案する。

採決：

賛成：11

反対：0

棄権：1

2.5 防犯カメラ

校長が、この件は年度の初めに、保護者の要請によって開かれた特別委員会では取り上げられなかったと説明。目的は違反行動の防止と問題解決の助けとするというものであった。

保護者代表が以下のように状況報告を行う。

保護者は、中・高等科生徒が使用する校舎等の共有部分に防犯カメラを設置するよう求める。
この措置は、毎年校内で起こっている盗難、ハラスメント、身体的暴力といった事件の防止と解決の助けとなることを目指すものである。

保護者は、この防犯カメラの使用を次のように規定するよう望んでいる。

- 緊急事態（不審者侵入、災害など）を除き、「リアルタイム」の監視は行わない。
- 録画へのアクセスは報告された状況の調査のみに限定される。
- 教室内、更衣室内、トイレ内は除外される。
- アクセス権限をもつ職員を厳密に規定：校長、または校長の委任を受けた副校長、教育指導官、初等科校長（必要な場合）、国の管轄当局。
- 外部を遮断した場所での閲覧
- 録画の保存容量 1 カ月（自動消去）

2024 年 6 月 13 日の学校運営評議会では、以下の提案に対し賛同を得た（賛成 10 票、棄権 2 票）と、校長が説明する。

管理と制限事項：

- 中高生がアクセス可能な共用部分（廊下など）のみに限定。
- 更衣室、教室、トイレ、大人専用のスペースなどは除外。
- 録画は 1 ヶ月間と制限され、学校長、または要請に応じて国の管轄当局、もしくは学校長の許可を得た役員事務局の権限を与えられた者のみがアクセス可能。要請は書面で行い、調査の理由を明記し、可能な限り正確に場所と日付を特定する必要がある。
- 閲覧記録を作成し、録画を視聴した人の名前、理由、日付を記録しなければならない。
- 学校に入る全ての人に告知するため、カメラの存在を知らせる掲示を設置しなければならない。地域の管轄当局にも通知される。
- この防犯カメラシステムの導入費用は学校だけでなく、共同出資を見つける必要がある。現在の見積もりは約 400 万円で、70 万円相当のカメラの現物寄付を含む。

ヴァンサン氏が、こういったシステムの設置には現地監督署に届け出る必要があったのかと尋ねる。カンペルス校長は、届出を行ったと答える。

ヴァンサン氏は同様に、このシステムは委託会社によってセキュリティが守られるのかどうか尋ねる。カンペルス校長はこれを確証する。

このシステムはより広範な防犯計画の一環として導入されるべきであり、カメラだけに頼るべきではないと、フリッチ氏が指摘する。生徒たちの意識を高めるため、裁判官、弁護士、警察官などを招いて予防活動を行うことを毎年恒例にすることができるだろう。彼は、大使に対し、予防活動のために大使館職員（セキュリティ担当、警察官など）を派遣することが可能かどうか尋ねる。

大使は、東京の大使館にはセキュリティ担当者がいないと答える。

カンペルス校長は、今年はより内部での取り組みに力を入れたが、来年は予防と啓発活動のために外部の講師を招く予定であると付け加える。

採決：
賛成：11
反対：0
棄権：1

2.6 人事委員会：中・高等科担任手当

中・高等科の現地雇用担任教諭の手当について人事委員会で討議するため、理事会の承認が必要だと提案する。これらの手当は、学年によって大きく異なるが、各学年の実際の業務負担を考慮すると、この差異について検討する必要がある。また、担任の果たす重要な役割と業務負担を踏まえると、これらの手当の見直しについても議論すべきである。

現行の担任手当：

学年	手当額（1 学期）	手当額（1 学期）-仏教育省
6、5、4	37,600 円（223 ユーロ）	436 ユーロ
3、 2	43,100 円（255 ユーロ）	499 ユーロ
1、 T	27,400 円（162 ユーロ）	499 ユーロ

校長は、人事委員会での討議と結論を提出する。

デュボス氏は、教員は、この手当の見直し及びこの提案が役員事務局から出されたことに満足していると発言する。

採決：

賛成：12

反対：0

棄権：0

2.7 修学旅行及び修学旅行検討委員会

テソニエール幼児・初等科校長が、初等科の旅行企画を2つ提出する。これらは初等科学学校管理評議会と学校運営評議会で承認された。

- CM1 C/D： 9月30日（月）～10月4日（金）：妙高村
生徒一人当たり最高 45000 円（バスを使用した場合の費用見積り）
- CE1 B/C/D：11月26日（火）～11月29日（金）：御殿場
生徒一人当たり最高 31000 円（バスを使用した場合の費用見積り）

採決：

賛成：12

反対：0

棄権：0

保護者代表は、旅行の実現を目指し、特に財政面の手配に関して教員グループを支援することを目的とした旅行委員会の設立を要請する。

「保護者は、保護者負担額の上限（現在 150,000 円）を想定上超える場合でも、すべての海外旅行プロジェクトが検討されることを望んでいる。教員が提案し、役員事務局が承認した旅行については、承認プロセスを変更する必要はない。しかし、教員の提案による負担上限額を超える旅行については、これらのプロジェクトの実現可能性と資金調達を検討するために委員会が開かれることを望む。例えば、中・高等科学学校管理評議会（CSD）などの委員会を臨時招集し、プロジェクトを企画した教員を招くこともできる。これらの会議では、代替資金源を探すこと、および/または保護者負担の制限を場合によっては解除することを決定できる（連帯基金の利用が可能）。保護者は、この委員会が教員によるプロジェクト企画の妨げとなることを望んではない。むしろ、手続きを容易にし、本校において日本国内外のすべてのプロジェクトが検討されることを望むものである。」

校長の回答：学校運営評議会（CE）での議論に基づく：

学校としては、日本国内の旅行に関して大きな財政的困難はない。初等科で実施された多数の修学旅行がその証拠である。また、学校職員の一人が、旅行の計画と準備を支援することを任務の一つとしている。

一方、問題となっているのは、家族の負担額の上限がネックとなる海外旅行である。海外旅行には他の資金源を探す必要がある。これは実現可能だが、より複雑となる（今年は2つの旅行がこのようなやり方で実現した）。これまでのところ、中・高等科の教員チームのみが海外プロジェクトを提案している。公式の決議機関以外の委員会の設立は、この問題に対応するものではないように思われる。中・高等科には、旅行の要請を審査し、必要に応じて教員を支援する正式な委員会がすでに存在している。それは、保護者、教師、生徒の代表で構成される CSD である。この評議会は CE よりも小規模であるため、容易に招集することができる。決議機関に関する AEFE の通達によると、CSD は、CE における中・高等科関連の企画等を準備し、特に修学旅行企画を扱うことになっている。

校長は、必須の機関に該当せず、正当性を持たない委員会の設立には賛同しないと表明する。特に CSD が旅行の案件を審査できる状況ではなおさらである。

年度初めの CSD の会議でこの議題を取り上げることができる。

3. 学校体制

3.1 2023-2024 年度 学校活動報告

カンベルス校長は、2023-2024 年度の学校活動報告書を発表し、この報告書の作成に貢献し、報告書に記載されている全ての教育プロジェクトを実施した全ての教職員、そして年間を通じて生徒たちに寄り添い、指導したすべての部署に対して感謝の意を表す。

この報告書は 2024 年 6 月 13 日の CE でも発表された。理事長は、非常に包括的で生き生きとした報告書であると述べ、校長を称賛する。

3.2 2024 年度新学期の学級編成及び生徒数の見通し

校長が最新の予測生徒数を発表する。

2024 年度新学期：

	生徒数	クラス数	平均生徒数 (1クラス当たり)	課程別 平均生徒数	幼児・初等科 中・高等科別
TPS	0	0			
PS	38	2	19		
MS	62	3	20.66666667		
GS	78	3	26	22.3	
CP	107	5	21.4		

CE1	118	5	23.6		
CE2	143	6	23.8		
CM1	132	5	26.4		
CM2	133	5	26.6	24.3	23.9
6EME	115	5	23.0		
5EME	126	5	25.2		
4EME	120	5	24.0		
3EME	117	5	23.4	23.9	
2 ^{NDE}	99	4	24.8		
1ERE	95	4	23.8		
TLE	88	3	29.3	25.6	24.5
合計	1571	65	24.2		

現在、12名の生徒（表の数に入っている）が、現行の学費支払条件で登録している。

GS：1名 CP：1名 CE1：2名 CE2：2名 CM1：1名 6EME：3名 5EME：2名
（合計8家族）

校長は、スクールバス部門で発生している問題についても言及し、利用生徒数に影響を与えかねないと説明する。

現在、274名の生徒が登録しており、大型バス2台、中型バス6台を使用している。一方、現在委託しているバス会社は、運転手不足のため3台の中型バスしか用意できない。利用家庭に対する契約遵守の観点から、複数の選択肢が緊急で検討された。すなわち、バスのリースと運転手の雇用、または他のバス会社で補填するというものである。最も現実的な解決策は、他の会社による補填であるが、バス路線の配分が異なっている（現在の委託会社のみが中型バスを提供でき、他の会社は大型バスのみを提供）。すなわち、2つの会社によって、4路線の大型バスと3路線の中型バスが設置される可能性がある。現時点の情報に基づくと、2025年3月31日時点のスクールバス部門の予想赤字は1500万円（88,500ユーロ）に達する可能性がある。これは次回の理事会で予算修正の対象となる。

現況：

入札と5月のバス利用登録期間を経て、275人の生徒が登録したが、現在のバス委託会社は来年新学期、現在使用している7台のうち3台の中型バスしか提供できないと知らせてきた。繰り返しになるが、これは日本の労働力不足によるもので、昨年11月以降すでに私たちのサービスに影響を与えている。これにより、2台の大型バスの使用が必要となったが、様々な業者の協力により実現できた。

さらに、政府の要請により、日本ではバスのレンタルに新しい料金システムが導入され、料金が大幅に上昇している。

現在の業者が要求されたサービスの全てを提供できないという通知を受けて、来年度に向けて提案された方法は以下の通り：

現行タリフ（1日当たり）	410,000 円（税抜）	9 ルート	登録者 320 名
東京シティバス 2024 年度新学期	195,000 円（税抜）	3 ルート (中型バス)	最大定員 100 名
東京ワーカー観光	130,000 円（税抜）	大型バス 1 台	定員 45 名
はとバス	240,000 円（税抜）	大型バス 2 台	定員 90 名
太平観光	135,000 円（税抜）	大型バス 1 台	定員 45 名
合計 4 社	700,000 円（税抜）	中型バス 3 台 大型バス 4 台	合計：280 名

東京シティバスが入札で提示した料金と、270 名という登録生徒数に基づいて計算された予算見積もりは、サービスの財政的均衡を維持することができるものであった（+85 万 5000 円＝+5050 ユーロ）。もし登録者数をこのままに、バスのレンタル値上げに関連する新規費用を計上すると、本サービスの赤字は 2025 年 3 月 31 日までに 1500 万円 (88,500 ユーロ) に達する見込みである。また、2025 年 4 月から 6 月までサービスが継続することにより、2025/2026 年度の予算にも影響を与えることになる。この解決策により、新学期にはサービスを維持することができるが、学校にとっても家族にとっても財政的コストが高いため、将来的にこれを維持することは絶対に不可能である。

現在、別の解決策が検討されているが、その実現可能性を慎重に確認するためには綿密な調査が必要となる。一社にすでに連絡を取り、詳細な提案書を提出するよう依頼している。詳細は以下の通り。

- リセの負担：
 - バス車両のリース・管理
 - 運転手費用
 - 燃料・高速代
 - 車両メンテナンス
- 委託会社の負担：
 - 運転手の採用

- 洗車
- 安全管理（バス内外のドライブレコーダー）、運転手の教育
- 車検、自動車保険
- 燃料の補充
- 事故の際の保険会社との連絡・事後処理

これにはバスの駐車場の問題も生じる。バスは年間を通して、リセがリースし、管理することになるからである。

バス費用の上昇は修学旅行にも影響を与えることになり、約 40%の費用増加が見込まれている。

予定時間を大幅に超過したため、議長は本会議を終了する。ルーセル氏は、特に学童保育と補習に関する様々な問題について検討したいと述べる。

保護者代表はウレン氏の業績に感謝の意を表す。また 4 名の在日フランス人選挙区選出議員も、ルーセル氏を通じて同様の謝意を示す。

4. 質疑応答：

4.1 教職員代表提出質疑

質問 1.

通常、私は理事会等で質問をすることはありませんが、今は不安を感じています。

プロジェクター、パスワード、Google や Windows のアカウント、インターネット接続などの問題。

トラブルがない週はありません。何かしらの問題が発生し、IT 部門に助けを求めなければならない状況です。IT 設備が不十分な学校施設の状況についてはよく知っており、そのような地獄を再び経験したくありません。仕事をするためには、きちんと機能する IT 環境が必要であり、この外部委託には不安を感じています。

- この外部委託はどのように行われるのか
- 問題が起こったときに私たちをアシストしてくれる人間が学校内にいるのか
- 彼らはフランス語を話すのか

確かに私たちには資金の問題がありますが、21 世紀の学校において非常に重要である部門を外部委託する以外に方法はなかったのでしょうか？

回答：本日の議題参照。

常に 2 名の IT 技術者（フランス語話者）が校内で業務を行うことになります。本校は、委託会社に、現在リセで勤務する IT 技術者と再契約するよう要請しました。

質問 2.

議事録の 2.5 では防犯カメラについて言及されています。

- 日本の学校に防犯カメラを設置することは合法なのでしょうか。
- 設置が決まった場合、設置場所とその数はどうなるのでしょうか。
- 設置費用はどのくらいなのでしょうか。

回答：本日の議題参照。

質問 3.

第 3 課程のプログラムから引用します：「中等科 6 年終了時に期待される知識と技能：人間の栄養に関する情報を調べ、これを活用して、健康に良い行動を理解する（食品の組成、摂取量と必要量の適合性など）。」「初等科高学年終了時に期待される知識と技能：健康に良い食行動と衛生規則を複数挙げることができる（バランスの取れた食事、食品の衛生品質、歯磨きなど）。」

中・高等科の共有スペースで、あらゆる年齢の子供たちがドーナツを手に行っているのを見て驚いています。また学校のカフェテリアで一日中いつでも購入できる甘い菓子、ソーダ、ジュースなどもあります。

- ・ 菓子の陳列を見て、なぜ自分たちはそれを利用できないのかと尋ねる私のクラスの子供たちに、何と言えいいのでしょうか？
- ・ これに代わる選択肢はないのでしょうか？

シザーズキッチンには最も売れるものを提供する（そしてそれは確かにブロッコリーではありません）という経営論理があることは理解していますが、クラスで健康的でバランスの取れた食事について話すのは（校内で同じ原則が守られていないのに）、私たち教育者にとって難しい状況です。ご検討ありがとうございます。

回答：

事務局も同様の認識を共有しており、中学生向けに新学期から別の体制が設けられる予定です（2024 年 5 月 30 日の中・高等科生活委員会及び同日実施された中・高等科学校管理評議会で代表者たちに伝えられました）。

質問 4.

学園祭で、シザーズキッチンだけが飲食の屋台設置を認可されていたことを偶然知りました。近隣との素晴らしい交流の機会を提供してくれた昔ながらの屋台が惜しまれます(学校方針計画指針- 共に生きる)。しかし、物流の観点から、学園祭での商品販売にはシザーズキッチンが最も簡単な解決策であることは理解できます。

しかし、一つの疑問が残ります。

・ この会社がその日の利益をすべて受け取るにもかかわらず、シザーズキッチンの商品の製造・販売に職員がボランティアとして参加することをどのように正当化すればいいのでしょうか？

回答：

シザーズキッチンがすべての商品を単独で準備しなければならなかった場合、この日にかかった経費は収入に比べて高すぎたことでしょう。ボランティア（多くの職員と保護者が参加した）の助けと様々な寄付のおかげで、学校に追加費用をかけることなく学園祭を開催することができました。

質問 5.

・ IT 部門の技術者の一人に提案された契約条件（大幅な給与削減、休暇の減少、業務の増加、奇しくも新学期の開始時期と一致する 1 ヶ月の試用期間）を理事会に報告することは可能でしょうか？

・ これは、理事会が IT 部門の外部委託を正当化した考え方（現在の職員を再雇用するが、これほどの条件の悪化はなかった）とは異なります。よって、AKB が一定の道義的約束を守らなかったと主張することで、この会社への管理契約の割り当てを見直すよう要求することは可能でしょうか？

・ あるいは、現職員が受け入れることのできる雇用契約が提示されるまで、現状維持を要求することはできますか？

いずれにせよ、IT 部門で起こっていることを理事会に報告する必要があります。これは恥ずべきことです。

特に、本校の技術者たちは完全に満足のいく仕事をし、仕事に全力で取り組み、有能で、効率的で、すぐに対応してくれます。学校は運営面で損失を被ることになり、入札を勝ち取った会社がこのような契約提示で、彼らをほとんど考慮していないのは受け入れられません。

回答：

AKB は、技術者が希望する場合、労働契約を提案することを約束しました。また学校は、現場の技術者の任務が現在のものと同じであることを要求しました。一方、給与の再交渉は各応募者と

会社の間で個別に行われ、機密事項となります。とはいえ学校は AKB に対して、現在の技術者を維持したいという意向を伝えました。役員事務局は、技術者の要請があれば、委託会社とのやり取りに関してサポートする用意もあります。事務局は当事者間の話し合いの現状を把握していませんが、技術者の相談に応じる準備があります。

- 現在、学校の財政状況が厳しい中、高等科 2 年（1^{ère}）の専門科目ごとのグループ数はどのように考えられたのでしょうか？

NSI（情報・科学・デジタル）の総生徒数は 25 人で、平均 12.5 人のグループが 2 つあります（4 時間×2 回となるが、25 人の 1 グループ 4 時間で十分と思われる）。SPC（物理・化学）の総生徒数は 47 人で、平均 15.5 人のグループが 3 つあります（4 時間×3 回となるが、24 人の 2 グループ 8 時間で十分と思われる）。SVT（生物・地学）の総生徒数は 17 人で、平均 8.5 人のグループが 2 つあります（4 時間×2 回であるが、17 人の 1 グループ 4 時間で十分と思われる）。

他の専門科目では：

- SES（政治・経済）は 50 人の生徒で 2 グループ（グループあたり平均 25 人）
- 数学は 75 人の生徒で 3 グループ（グループあたり平均 25 人）
- HGGSP（地理・歴史・地政学・政治学）は 24 人の生徒で 1 グループ
- LLCE（ヨーロッパ言語・文学・文化）は 23 人の生徒で 1 グループ
- HLP（人文・哲学）は 7 人の生徒で 1 グループ

これでは科目間で公平を期しているとは言えず、また時間数/経費の最適化を目指すという点でも一貫性がないように思われます。

これらの時間数の配分はどのような選択基準に基づいて行われたのでしょうか？

これらの科目グループを 2 つに分けずに、その時間を他の科目に割り当てることもできたはずで。例えば、ポスト確保のため、スペイン語でいくつかの学年を 2 分割するといったことです。あるいは、数学の補習時間をグループ分けすることもできました：特に、現在高 2 の基幹科目である数学（週 1 時間 30 分の数学）を受講している生徒で、高 3 で数学の補填オプション授業を選択したい生徒向けのレベルアップ授業などです。これらの生徒は、2 年生で専門科目を選択した生徒（週 4 時間の数学）と比べて理解力が不足しているでしょう。

規定によれば、これらの生徒は 3 年生で数学の補填授業を選択する権利を有してはいますが、この授業で必要とされる知識全体を学んでいないため、困難に直面することになります。

彼らはこのオプション授業の選択に関して優先権があるわけではありませんが、それを要求する権利があり、その場合、グループ内の能力レベルの格差を引き起こす可能性があります。

回答：専門科目の選択は、今年さらに強化された支援プロセスの対象となっています（保護者と生徒を対象とした説明会で対面での面談を実施）。

この選択は、最初は暫定的なものですが、3 学期の終わりに最終的なものとなります。予測グループ数は、最終選択時の見込みに基づいています。

この選択は生徒と家族が決めるものです。成績判定会議では評価及び勧告を行います。

グループ編成は科目の特性に応じて行われます。すなわち、NSI（教室あたりのコンピューターの数）、SVT と SPC（実習室の席数）、特定の試験（ECE、実技試験）等がこれに該当します。

他の科目については、グループあたり 25-28 人の生徒数が標準的であり、最終課程の生徒にとって適切なものとなります。またこれらの選択に関して新たな傾向が見られています（HLP の敬遠、SES の強化、3 年での NSI の放棄など）が、履修を開始した生徒が高校 3 年で継続を希望する場合はこれを提供する義務があります。

最後に、年度途中の生徒の転入に備えて余裕を持たせる必要があります。さもないと SVT の科目選択が不可能になる可能性があるからです（17 人の 1 グループのみの場合、生徒数が多すぎるため）。

時間割の配分と業務編成は、教科チームとの協議後、教育会議で校長の責任と権限の範囲内で行われます。

数学オプショングループの能力差に関する問題は、来校した数学の中・高等科指導教員に報告したところです。教員チームには学習の差別化と、指導教員と協力して生徒の指導に取り組むことが提案されました。

- ・ 10 時の休憩時間にフライドポテトを販売しないようシザーズキッチンに依頼することは可能でしょうか。
- ・ その代わりに果物を提供するよう提案できないでしょうか（以前は提供されていました）。

このような軽食を生徒に提供することは受け入れられません。これは食事に関する推奨事項に完全に反しています。

全体として、年度末に提供された食事の質が大幅に低下したようです（生徒からの報告）。

回答：質問 3 への回答参照

食事の質に関する問題については、給食委員会が毎月開催されていることを再度申し上げます。

質問 7.

幼児・初等科の SIA（アメリカインターナショナルセクション）における授業時間の配分：

2024 年度新学期、一部の無期雇用英語教員（全員が資格を保有し経験豊富）の SIA の授業時間が減らされ、代わりに多くの APC（補習授業）が割り当てられています（1 人の教員に週 3 時間、年間 36 時間行うフランス語教員よりもはるかに多い）。その結果、SIA 授業の一部は、資格がなく経験の浅い、有期雇用の教員に任されることになります。

- ・なぜ無期雇用の教員に SIA の授業時間を優先的に割り当てないのでしょうか？

同様に、まだ有期契約である一部の外国語教員の勤務時間を増やすために、来年度、一部の教員に APC（教員によっては週 2 時間まで）や休憩時間の監督（1 人の教員に 1 時間）が割り当てられました。

- ・外国語教育の適切な運営に不可欠とはいえないこれらの時間の割り当て方は、学校の財政状況に鑑みて意味があるのでしょうか？

回答：

業務の割り当ては校長の単独責任となります。

幼児・初等科では、保護者からの要請を教員が承認し、SIA のために 5 つのグループが編成されています（週 9 時間）。4 人の教員が北米大陸出身のネイティブであり、そのうち 1 人が 18 時間、残りの 3 人が SIA で 9 時間ずつ教えることになります。

本年度も既に、教師たちに休憩時間の監督が割り当てられていたもので、これは新しい措置ではありません。

役員事務局は、幼児・初等科の英語教員チームが学校の財政状況について懸念していることを心に留めておきます。

質問 8.

前回の理事会で、スポンサーシップや文化支援のプロジェクトを通じて、最も寛大な寄付者に対し、学校の施設を利用できるようにする可能性について議論されました。

- ・このプロジェクトの適格基準の詳細を教えてください：誰が適格で、参加するためにはどのような手順を踏めばよいのでしょうか？

- ・生徒のために活動しているグループは、最も寛大な寄付者でなくても考慮されるのでしょうか？

回答：議事日程及び関連添付文書を参照のこと。

質問 9.

幼児・初等科の SIA クラスにおけるコティーチングの導入について：

当校が財政的に困難な状況にある中、幼児・初等科の SIA 英語クラスにおいて、少人数かつ一般的に学力の高い生徒を対象としたグループでコティーチングを導入する理由をお聞きしたいと思います。

・なぜこの新しい教育システムが、幼児・初等科学校管理評議会で教員や保護者に提示されなかったのでしょうか？2023-2024 年度のこのコティーチング導入にかかる人件費を知ることは可能でしょうか？このような予算を、同生徒グループのための教育活動（芸術プロジェクト、スポーツ活動、文化的な校外学習など）により有効に使うことはできなかったのでしょうか？
来年度このシステムを継続することは、学校にとってのコストを考慮すると、教育的観点から正当化されるのでしょうか？

・ 2024-2025 年度の経費はどのように見積もられますか？

回答：6 月 13 日の学校運営評議会ですでに提出された質問（議事録参照）

人材及び教員の配置は、幼児・初等科校長と学校長の管轄です。

2023-2024 年度のコティーチングは、3 つのグループ（SIA CM1：2 時間 30 分、SIA CM2：2 時間 30 分、GS Parle：4 時間 30 分）を対象としています。

コティーチングと協同授業は、フランスの学校でよく見られるシステムです（「クラス数より多い教員」制度）。昨年、変更が行われ、英語グループで実施可能となりました。これにより、一部の教員が一定の契約時間数を維持することができました。

教育の自由の原則に従い、担当する教員自身がこの協同授業を組み立てることになります。

今年度これを実施した 3 つのグループに関して、英語チームに評価を行うよう求めました。結果は現在検討中で、必要であれば協同授業システムは終了します。これにより、一部の教員の勤務時間は自動的に削減されることになります。

また、最低 27 人の生徒が受講する予定の SIA CM2 グループ（週 2.5 時間）について、2 人の教員にこのシステムを提示した際も詳細な説明をしました。話し合いの結果、1 人が拒否したため、このグループについては取り止めになりました。

4.2 保護者代表提出質疑

質問 1：事務管理部門が扱う特定の案件への保護者の関与について

授業料の大部分が保護者負担であることを考えると、保護者は学校の重要案件、特に専門的で、慎重さを要し、特別な専門知識を必要とする財政的影響の大きい案件、入札、採用などについて、より早い段階から関与したいと考えています。これらの案件の検討に先立ち、学校事務管理部は保護者代表に連絡、保護者代表はその案件に関して専門知識を有し、利害関係のない保護者ボランティアを学校側に推薦することによって、学校と共に案件の作成に参加できるようにすることができます。

保護者が学校管理部門の仕事の質を疑問視しているわけではありませんが、現在進行中および今後の重要案件を考えると、一部の保護者の経験と専門知識が有益であり、これらの案件の手続等の質を向上させることができると考えています。

また、保護者は現地採用委員会（CRL）にも参加できるようにしたいと考えています。

回答：この質問については、保護者代表との間で様々な意見交換が行われました。入札仕様書の作成、入札、あるいは現在一部のケースで行われているように、様々な見積もりの検討や契約の再交渉に保護者を含めることは十分可能です。

質問 2：入学金

財務規程により、職業上の理由で一時的に日本を離れ、最長 1 年間子供たちをリセから退学させる家族は、再入学時に入学金を再度支払う必要がありません。この措置は主に、キャリアを継続するために定期的に 1 年間の海外赴任をする必要のある大学教員の保護者のために導入されました。しかしながら、この措置は、他の職業、例えば日本国内の遠隔地への赴任といった場合にも適用できます。

保護者代表は、下記のように財務規程の変更を提案したいと考えています：

- 最長 1 年の海外転居の場合、入学金を免除する。
- 2 年間の海外転居のためリセを退学する場合、入学金を 50%減額する。
- 理事会に申し立てが行えるようにし、特に日本の遠隔地への転居の場合など、ケースバイケースで理事会が検討する。
- リセを退学後、転居期間が 2 年を超えるケースについては、申し立てを受け入れないよう勧告。

回答：この問題は、理事会が十分な情報に基づいて決定を下せるよう、必要な財務情報とともに次回の理事会の議題に取り上げられます。

質問 3 : スクールカウンセラー

保護者はリセにスクールカウンセラーを置いてほしいと望んでいます。

回答 : 需要と対応可能な体制等を校長が検討し、財務調査も行った上で、理事会が決定を下すために必要なすべての情報をもって理事会に報告します。

質問 4 : AESH (学習補助員) 奨学金

学習補助員に係る奨学金の支払いが遅れ、保護者が費用を前払いしなくてはならず、家計を大きく圧迫しかねません。保護者はこの奨学金の支払い状況を報告してほしいと考えています。

回答 : 今日の時点で、学校はフランス在外教育庁からの通知を受けていません。よってこの奨学金を前払いすることはできません。

質問 5 : サッカー場のマイクロプラスチック

ある保護者が調査し、学校へ提出した報告により、サッカー場に充填されているマイクロプラスチックによる潜在的な汚染が明らかになりました。保護者たちは、学校がこの調査結果に注意を傾け、汚染を最小限に抑えるための提案をするよう望んでいます。例えば、雨水による流出を減らすための適切なフィルターの設置や、より環境に優しくクリーンなタイプの粒子の使用、また将来的には別の表面素材の使用なども考えられます。

回答 : 現在、フィルターではマイクロプラスチックを捉えることができません。将来の補充に備え、代替案を検討中です (例えば、トウモロコシやコルクを原料とした粒子など、現在では複数の企業が生分解性の代替品を提案しています)。

4.3 オブザーバー提出質疑

在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏の質問 :

AESH (学習補助員) 奨学金 : 2023-2024 年度の AESH 奨学金は予定通りに受け取られましたか? 同様に 2022-2023 年度の支給について総括してもらえるでしょうか? 家族の代わりにリセが AESH の給与を立て替えることは可能でしょうか?

回答 : 2023-2024 年度の AESH 奨学金はまだ受け取っておらず、現在のところ通知も届いていません。

2022-2023 年度の支払いについての総括 : 9 名の生徒がこの支援を受けました。支給総額は 968 万 9167 円 (57166 ユロ) となっています。

リセは、フランス在外教育庁から通知を受け取った家族に限って、補助金を受け取る前に立て替えをしています。

2. 財政黒字と家族の状況

学園の財務報告によると、予想を大幅に上回る黒字結果が示されています（約1億円の改善）。2023年度に授業料が10%値上げされたこと、そして奨学金制度の急激な悪化（CSP-連帯累進拋出金7%の維持とMercer指数の改革）により、家族は特に大きな影響を受けました。想定外の黒字（50%）を学校の運営予算に充てることで、予定されている学費の値上げを抑えることはできないでしょうか。

回答：学校の財政難は緩和されつつあり、これは学費の値上げの目的ではありませんでしたが、まだ完全には解消されたわけではありません。理事会によって承認され、全家庭に提示された目標を再確認すると、以下の通りです。

- 学校が運営費を賄うことができる授業料水準に達することができるよう、予算の均衡を回復すること
- 適切な運転資金日数（基準は180日ですが、本校はまだこれには程遠い状況です）に達するために、備蓄金を再構築すること
- 特に将来の不動産関連の課題に対応するために、引当金の積み立てを開始すること

現時点で、ペースを緩めることは賢明ではありません。そうすれば、極めて危機的で脆弱な財政状況に戻るリスクを冒すことになるでしょう。

- ## 3. IT部門の外部委託について：前回の理事会で、外部委託は、2名の該当職員の労働条件と報酬が現在のものと同等に維持されることを条件とすることが決定されました。この件について、落札会社が提案した契約書にはどのように反映されていますか？

回答：委託会社は、技術者が希望する場合、契約を提案することを約束しました。学校側は、現場の技術者の任務が現在のものと同一であることを要求しました。一方、給与交渉については、各応募者と会社の間で個別に行われ、機密事項となります。

- ## 4. リセは公教育を提供する使命をもっており、当然ながら非常に低所得の家庭の子どもたちも受け入れています。彼らを真に包括するために、学童保育、補習、休日学童の料金に対して、奨学金の割合をそのまま適用することはできないでしょうか？（以前のように）

回答：これについては、現予算では想定されておらず、学校の収入に影響を与えることとなります。このような決定は、自動的に、奨学金を受給されていないすべての家庭がこの収入の損失を財政的に補填しなければならないことを意味します。これらの様々なサービスは財政的に均衡を保つ必要があるからです。

5. 生徒のためのカウンセラーの必要性は長い間指摘されてきました。こういったポストを創設する場合の財政シミュレーションを行うことはできますか？

回答：

この件に関する保護者代表からの質問への回答を参照してください。